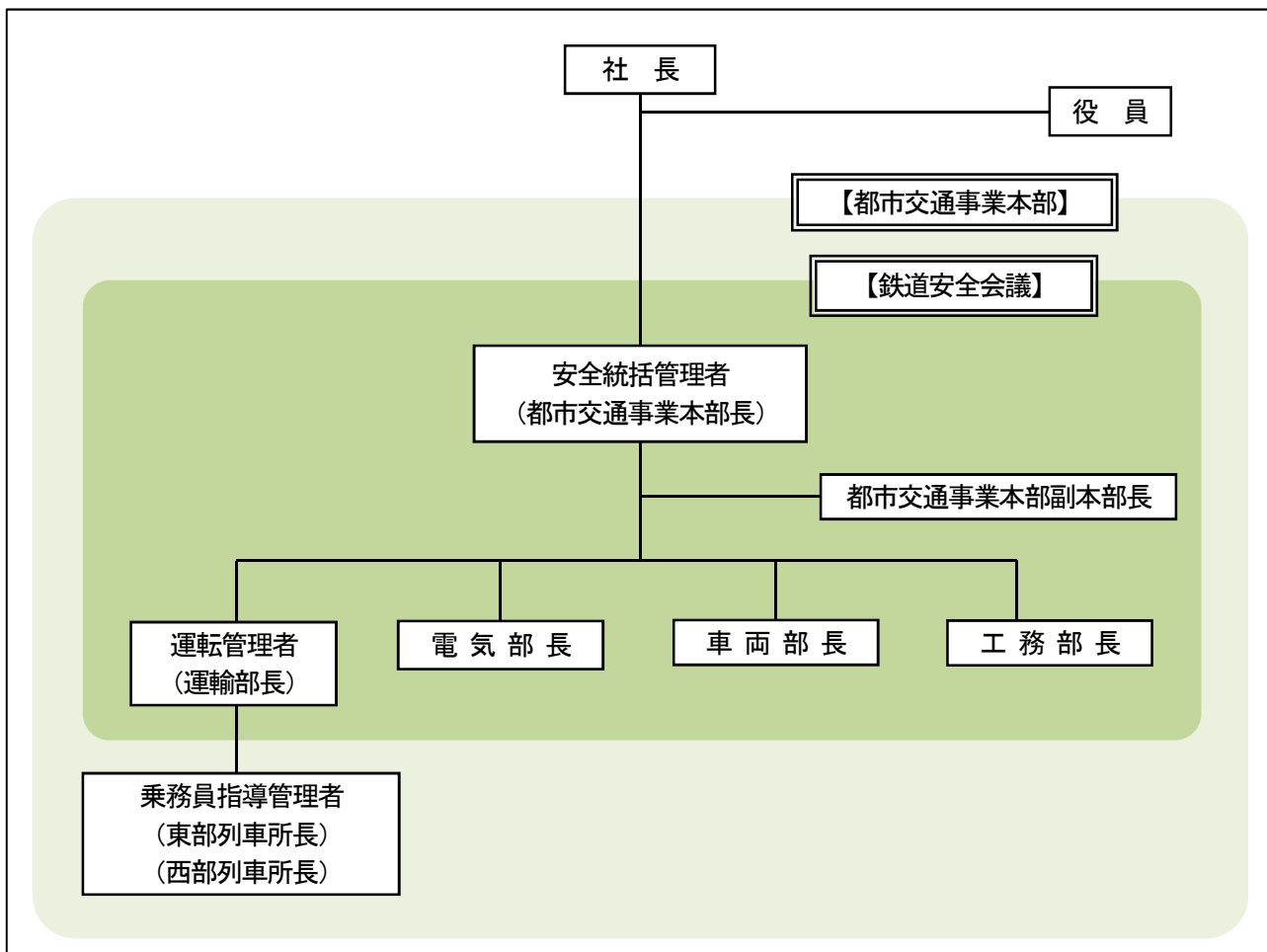


IV. 安全管理体制と方法

1. 安全管理組織体制（概要図）

安全管理の推進に特化する組織として、「鉄道安全会議」を設置しています。



2. 管理者の役割

都市交通事業本部に安全統括管理者等を選任し、輸送の安全確保に係る役割を定めています。

役 職	役 割
社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者 (都市交通事業本部長)	輸送の安全の確保に関する業務を統括管理する。
運 転 管 理 者 (運輸部長)	安全統括管理者の指揮の下、列車の運行、乗務員の資質の保持、その他運転に関する業務を統括管理する。
乗務員指導管理者 (東部・西部各列車所長)	運転管理者の指揮の下、乗務員の資質の保持に関する事項を管理する。
電 気 部 長	安全統括管理者の指揮の下、電気施設に関する事項を総括する。
車 両 部 長	安全統括管理者の指揮の下、車両に関する事項を総括する。
工 務 部 長	安全統括管理者の指揮の下、軌道・土木・建築施設に関する事項を総括する。

3. 安全管理方法

3-1 鉄道安全会議

鉄道安全会議は、都市交通事業本部トップ（安全統括管理者、都市交通事業本部副本部長、運転管理者、都市交通事業本部各部〔運輸部、電気部、車両部、工務部〕の部長等）により構成され、安全に関する事項について、検討、決定及び指示する会議体です。原則として月2回開催されます。

3-2 鉄道安全連絡会等の各種定例会議

都市交通事業本部各部の課長クラスで構成し、各部の業務及び事故・トラブルについて情報を共有し、原因・対策等について協議・検討等を行う会議体です。更に、業務遂行上の種々の案件について鉄道安全会議へ上申するとともに、鉄道安全会議での決定事項、指示事項等を円滑かつ確実に遂行していくため、相互確認する会議体でもあります。

3-3 非常時対応体制

鉄道非常事態（列車運転事故、災害〔風水害、地震、火災〕等により会社の施設内で多数の死傷者を生じ、又は会社の施設の復旧に長時間を要する事態）の発生に備え、非常事態対策規則等を策定し、非常時対応体制（全社）を構築しています。鉄道非常事態が発生すると、鉄道非常事態対策本部を設置し、救護、復旧、輸送の応急処置を迅速的確に行い、被害を最小限にとどめることに努めます。

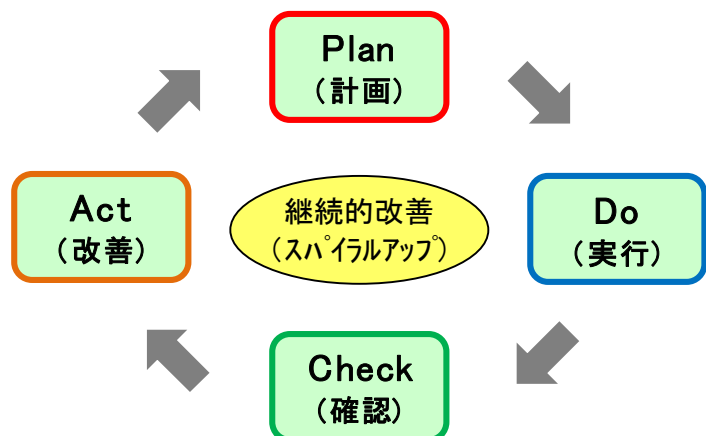
また、鉄道非常事態には至らないものの、都市交通事業本部として、警戒、復旧、救護等の措置を講じる必要のある事態の発生に備え、都市交通事業本部内規として各部の任務等に関する基本的な事項を定め、連絡、連携を円滑にし、被害を最小限にとどめる体制をとっています。

3-4 PDCAサイクルの活用

安全確保に関する種々の取組みを安全マネジメントシステム（P=Plan〔計画〕・D=Do〔実行〕・C=Check〔確認〕・A=Act〔改善〕）により機能させ、より精度の高い安全確保を目指して、スパイラルアップを図っていきます。

PDCAサイクルのAに該当するものとして、都市交通事業本部の各部長から社長へ安全施策の実施結果を報告するマネジメントレビュー※を実施しています。

※マネジメントレビューとは、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認し、必要に応じて見直し・改善を行う活動です。



安全施策 2015 マネジメントレビュー

3-5 運輸安全マネジメント評価

国土交通省が実施する運輸安全マネジメント評価は、運輸事業者の安全管理体制が適切に構築され、機能しているかについて確認・助言が行われるものです。

当社では、平成 19（2007）年 6 月に第 1 回目の評価を受け、以降、平成 27（2015）年度まで計 7 回の評価を受けています。

平成 27（2015）年 10 月の運輸安全マネジメント評価では、次の評価を受けました。

〔評価事項〕

- ①経営トップが各職場との距離感を縮めるとともに、社員との安全に対する一体的な取組みを、強いリーダーシップを発揮して実践されていること
- ②安全施策における「重点的に取組む項目」の設定及び「安全施策行動計画実施結果報告」における各部の結果の集約により、取組みの優先度が明確になるとともに、取組み結果の検証が容易になったと考えられること
- ③「安全目安箱」制度の創設、運用により、現場からの意見・要望及び課題・問題点を吸い上げるための手順を明確にし、適切に管理する仕組みを構築されたこと

〔提言事項〕

- ①経営トップ及び安全統括管理者に対する内部監査について、マネジメントレビューへのインプット情報とするための、御社の実情に即した形での内部監査体制のあり方について

なお、前回評価において当社の安全管理体制の維持及び改善に関する取組みについて一定の評価をいただいたことから、前回評価から概ね 1 年を経過する時期において、安全管理の取組み状況を中間報告することとなり、その内容を踏まえ次回評価が実施される旨、国土交通省より通知を受けています。



平成 27（2015）年度の運輸安全マネジメント評価